

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 問=問い合わせ先
☎561-1191(代表) ☎541-9104 申=申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール(以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
受付 午後1時～3時20分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 7名(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 5月7日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

問=地域力推進室(☎561-9114)

● 税 ●

固定資産税の住宅用地に関する申告について

住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)は、固定資産税が軽減されています。

◇納税者の皆様へお願い

住宅用地を店舗や貸しガレージなど住宅以外の用途の敷地に変更された場合や住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区役所・支所の固定資産税担当課へ必ず申告を。(※)

問=課税課固定資産税担当(☎561-9378)

※固定資産税(土地・家屋)の窓口の変更について
平成27年5月7日から固定資産税(土地・家屋)の課税業務を市税事務所(中京区室町通御池南西角)に集約し、市税事務所で一括して取り扱います。5月7日以降に上記申告を行う場合は、市税事務所の固定資産税担当へ申告してください。

4月30日は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期限です

納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問=○課税内容:
【土地家屋】固定資産税担当(☎561-9378)
【償却資産】市資産税課(☎213-5214)

○納付相談:
【土地家屋】税務センター(☎561-9331)
【償却資産】市納税推進担当(☎213-5468)
【口座振替】市納税推進担当(☎213-5466)

● 保険年金 ●

国民年金保険料免除・猶予制度について

◆国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると保険料の全額または一部が免除される制度です(申請者、配偶者、世帯主の前年所得を基に決定)。

◆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると納付が猶予される制度です(申請者、配偶者の前年所得を基に決定)。

◆学生納付特例制度

学生の方で、前年の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると納付が猶予される制度です。平成26年度学生納付特例が承認された方で、引き続き申請される学生の方は、年金事務所から送付された申請書を4月中旬に年金事務所へ返送してください。

※いずれの制度も平成26年4月からは申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請できるよう

になりました。

問=保険年金課年金担当(☎561-9199)

平成27年度後期高齢者医療保険料と納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)の方
①前年度に引き続き特別徴収される方
今年2月と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収します(年金からの引き落とし)。

今年度の正式な保険料額と10・12月及び平成28年2月に特別徴収する保険料額については、7月にお知らせを送付します(4月にお知らせは送付しません)。

②今年度新たに特別徴収される方

前年度の保険料額に基づいて4・6・8月の年金から引き落とします(別途お知らせを送付済み)。普通徴収(納付書による納付または口座振替)の方
4月～6月の納付はありません。今年度の正式な保険料額と、7月～平成28年3月の納付額は、今年度の市民税額決定後、7月にお知らせを送付します(4月にお知らせは送付しません)。

問=保険年金課資格担当(☎561-9197)

国民健康保険料の夜間納付相談

日時 4月20日(月)午後7時30分まで

場所 保険年金課

※保険料の滞納がある場合は、至急納付してください。保険料を納付することに困難な事情がある方は、ご相談ください。

問=保険年金課徴収推進担当(☎561-9198)

● 福祉 ●

平成27年度介護保険料通知書を送付

対象 65歳以上の方(第1号被保険者)

今年度分の介護保険料のお知らせを4月下旬までに送付します。今回の保険料は平成26年度の市民税に基づく仮算定のため、平成27年度の市民税額の確定後、保険料を再算定し、7月に改めて通知書を送付します。

○通知書に納付書が同封されている場合は、毎月納期限までに金融機関などで保険料を納付してください。

○平成27年4月に特別徴収(年金からの引き落とし)が開始となる方については納付書はついていません。

○平成25年中に一時的な所得があり、平成26年度の保険料が大きく増加した方などについては、申請により平成27年8月の年金からの特別徴収額(仮徴収額)を変更できる場合があります。申請については、平成27年5月中に下記お問い合わせ先にて手続きを行ってください。

問=福祉介護課介護保険担当(☎561-9187)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館:午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館:毎週火曜日

「子ども読書の日記念 おたのしみ会」

日時 4月18日(土)午前11時～
ペープサート(紙人形劇)「うしわかまる」他
図書館職員

日時 4月22日(水)午前11時～

パネルシアター・絵本の読み聞かせなど

三条保育所・清水児童館職員

5月のテーマ図書の展示と貸出

期間 5月1日(金)～31日(日)

一般書・児童書「新緑と祭り」

絵本 「しんめ」

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館:午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館:毎週水曜日

自習室のご案内

東山青少年活動センターでは、平日(水曜日を除く)の午前10時から午後6時まで、創造工作室を自習室として開放しています。部屋が空いていれば延長も可能です。試験勉強や宿題などにぜひご利用ください。

日時 平日 午前10時～午後6時
(木曜日は午前10時～午後5時) ※水曜日はセンター閉館日であるため、閉室しております。

場所 東山青少年活動センター 創造工作室

対象 市内に在住または通勤・通学先のある13歳から30歳の方

料金 無料

カレンダー 4/15～5/14

4月	行事名	掲載面
15 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
16 木		
17 金		
18 土	図書館 子ども読書の日記念 おたのしみ会	(4)
19 日		
20 月	山林防火運動(～26日) 保険年金 国民健康保険料の夜間納付相談	(2) (4)
21 火		
22 水	相談 弁護士による無料法律相談 図書館 子ども読書の日記念 おたのしみ会	(4) (4)
23 木		
24 金		
25 土		
26 日		
27 月		
28 火		
29 水・休		
30 木	固定資産税・都市計画税第1期分納期限	

5月	行事名	掲載面
1 金	区内小・中学生人権作品展(～15日) 胃・大腸がん検診 申込み締切 図書館 5月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	(1) (3) (4)
2 土		
3 日・休		
4 月・休	春の全国交通安全運動 スローガン 「目を合わそう」それが無事故の 愛ことば	
5 火・休		
6 水・休		
7 木	東山区質量計(はかり)定期検査(～27日) 集団健診(～9月24日) 相談 行政相談委員による無料行政相談	(2) (3) (4)
8 金		
9 土	交通事故ストップ in 東山	(2)
10 日		
11 月	春の全国交通安全運動(～20日)	(2)
12 火		
13 水	まちづくりカフェ@東山 第1回交流会 相談 弁護士による無料法律相談	(1) (4)
14 木		

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。